2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町芳生野字シチクノサコ丙四一五、丙四一六、字ウシロ山丙四四四の一五、丙四四四の一六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字シチクノサコ丙四一六・字ウシロ山丙四四四の一五・丙四四四の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字千怒字茶ヌン合九四六、九四七、九四八の一、九四八の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字片ケ瀬字行燈山一〇四二の一、一〇四二の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町百々字築池一〇四六の二、加茂町**槍**井字篠ケナル七九九の三から七九九の六まで、七九九の四三、字大ナル八〇二の一、加茂町原口字飯釜中畝一〇九、字提ケ内一一一、字飯釜一一二、字東谷三二二の一、三二六の一、三二六の二、三二七から三三〇まで、字上高下三三二の一、三三三、三三九、三四〇、字穴谷三三四、三三五、字イヲヲヲ三三六、三三七、字隠林三三八、字風呂ノ尾三五六、字彦三林四八八の二、字若林五〇四、字細カイナ五〇八、五〇九、五一五から五一七まで、五二〇、五二一、五二四、五四六の一、字小細カイナ五二三の一、五二三の二、字原五四三、字ユツリヲ六〇一、六〇二、字見ノヲ畑一一九六の一、一一九七、字検見谷一二〇五の一、一二〇五の二、一二一五の一、字検見谷上一二〇八、字検見谷口一二一三の一、字柿木谷一二五一、一二五三、一二五五、一二五九、字長峪小谷奥一三一七、字長峪頭一三一八、字長峪奥一三一九、一三二三の一、一三二三の二、字長峪左平一三二五の一、一三二五の二、字長畑ケ一三五五、字立岡小谷一三五六、字立岡一三五八から一三六〇まで、字磯常一三六一の一、一三六四、一三六六、一三六七、一三七五の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市下ノ加江字長尾山二九二二の八二、二九二二の八四、二九二二の九一、二九二二の九二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の四五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所
㈠　次に掲げる土地に存する標柱〇号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱〇号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
徳島県美馬郡つるぎ町半田字下喜来四九